

節電目標 対前年度比▲15%

節電実績

5つの基本アクションをお願いします

| | | 建物全体に対する節電効果 | 実行チェック |
|------|--------------------------------|--------------|--------|
| 照明 | ・蛍光灯の間引き、一部消灯等必要最低限の照明確保に努める。 | 1% | ● |
| 空調 | ・冷房の設定温度を28度とする。 | 4% | ● |
| | ・原則として19時以降は冷房を停止する。 | 1% | ● |
| | ・稼働初期の時間をピーク時間帯以前にし、定常運転による抑制。 | 1% | ● |
| OA機器 | ・冷蔵庫を省エネタイプに変更。 | 5% | ● |
| | ・コーヒーメーカー等の原則使用禁止。 | 1% | ● |
| その他 | ・超過勤務の徹底的な削減。 | 1% | ● |
| | ・会議資料等配布部数の適切な管理によるプリント枚数の削減。 | 1% | ● |

さらに節電効果が大きい以下のアクションも検討してください

| | | | |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
| 空調 | ・室内のCO ₂ 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取入れ量を調整する（外気導入による負荷を減らすため）。 | - % | |
| | ・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。 | - % | |
| | ・冷凍機の冷水出口温度を高め設定し、ターボ冷凍機、ヒートポンプ等の動力を削減する（セントラル式空調の場合）。 | - % | |

メンテナンスや日々の節電努力もお願いします

| | | | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------|--|---|
| 照明 | ・昼休みなどは完全消灯を心掛ける。 | | |
| | ・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 (従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。) | | |
| 空調 | ・フィルターを定期的に清掃する（2週間に一度程度が目安）。 | | ● |
| | ・電気室、サーバー室の空調設定温度が低すぎないかを確認し、見直す。 | | ● |
| | ・室外機周辺の障害物を取り除くとともに、直射日光を避ける。 | | |
| | ・電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。 | | |
| | ・朝の涼しい時間帯から設備を起動したり、分散起動すること(複数台数の場合)により、立上げによるピーク電力上昇を抑制する。 | | |
| コンセント動力 | ・エレベーターやエスカレーターの稼働を半減または停止する。 | | |
| | ・電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。 | | |
| その他 | ・自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。 | | |
| | ・デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力のΔ15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。 | | |
| | ・コージェネレーション設備を所有している場合は、発電優先で運転する。 | | |

従業員やテナントへの節電の啓発も重要です

| | | | |
|------|------------------------------------------------------------------|--|--|
| 節電啓発 | ・ビル全体の節電目標と具体的なアクションについて、関係全部門・テナントへ理解と協力を求める。 | | |
| | ・節電担当者を決め、責任者（ビルオーナー・部門長）と関係全部門・テナントが出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。 | | |
| | ・従業員の夏期の休業・休暇の分散化・長期化を促す。 | | |
| | ・従業員やテナントに対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。 | | |

※ご注意

- ・記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
- ・空調については電気式空調を想定しています。
- ・一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- ・方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
- ・節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意ください。